

埼玉県農地活用促進事業費補助金交付要綱

平成17年4月1日決裁

最終改正 令和5年5月31日

(趣旨)

- 第1条 県は、地域農業者の創意と自主性を基礎とした地域農業の振興と、農地中間管理事業を中心とする農地流動化の促進、土地利用調整機能の強化等を通じた農用地等の確保及び有効利用を推進するため、埼玉県農地活用促進事業実施要領（平成17年4月1日決裁）に基づき、市町村及び公益社団法人埼玉県農林公社（以下「市町村等」という。）が行う農地活用促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

- 第2条 前条に規定する経費及びこれらに対する補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(経費流用の禁止)

- 第3条 別表第1の経費の欄に掲げる次の経費の相互間における流用をしてはならない。
- (1) 1、2、3、4の相互間

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎年度定め、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとする。
- 3 申請書の提出に当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において、事業費に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付申請書の添付書類)

- 第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表第2に掲げるとおりとする。

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第1の承認を要する計画変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画変更等の承認手続き)

第8条 市町村等は、規則第6条第1項の第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は様式第3号の承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 市町村等は、補助金の交付決定通知があった年度の各四半期（第4・四半期を除く）の末日現在における補助事業の遂行の状況について、様式第4号の遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に提出しなければならない。

ただし、遂行状況報告書については、概算払請求書をもって代えることができるものとする。

2 前項に定める場合のほか市町村等は知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について当該要求に係る書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止及び補助事業年度の完了の場合を含む。）後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 第4条第3項のただし書きに該当した各事業主体については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第11条 規則第13条の報告書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書は、様式第6号により行うものとする。

(補助金の支払い)

第13条 知事は、農地活用促進事業の円滑な実施を図るため、必要があると認めるとき

は、交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができる。

(返還)

第 14 条 第 10 条に定める報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、助成費に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、その金額を様式第 7 号により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の整備等)

第 15 条 市町村等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から、機構集積協力金交付事業については 10 年間、地域計画策定推進緊急対策事業、遊休農地解消緊急対策事業及び農地売買等支援事業については 5 年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第 16 条 規則及びこの要綱に基づき、市町村が知事に提出する書類は、原則として農林振興センターの長を経由するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年度の補助金から適用する。
- 2 埼玉県遊休農地緊急対策事業費補助金交付要綱（平成 15 年 4 月 1 日決裁）及び埼玉県農地利用規模拡大促進事業費補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 9 日決裁）は、廃止する。

附 則

- 1 この改正された要綱は、平成 19 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正された要綱は、平成 22 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正された要綱は、平成 23 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正された要綱は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正された要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正された要綱は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則

1 この改正された要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

1 この改正された要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

1 この改正された要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

1 この改正された要綱は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

1 この改正された要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

1 この改正された要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

1 この改正された要綱は、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

1 この改正された要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

別表第1（第1条、第2条、第6条）

経 費	補助率	知事の承認を要する計画変更	
		経費の配分変更	事業の内容変更
1 地域計画策定推進緊急対策事業			
地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（令和5年4月1日付け4経営第3105号農林水産事務次官依命通知）の別表に定める経費	定額。		1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
2 遊休農地解消緊急対策事業			
農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積・集約実施要綱」という）別表2の区分の欄の4（遊休農地解消緊急対策事業）に定める経費	定額。 ただし、上限単価を10アール当たり43千円とする。		1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減
3 機構集積協力金交付事業			
（1）機構集積協力金交付事業 「農地集積・集約実施要綱」別表2の区分の欄の5（機構集積協力金）に定める経費 ア 地域集積協力金交付事業	定額。 （「農地集積・集約実施要綱」別記	経費の欄に掲げるア、イ及びウの事業とエの事業の相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減

<p>イ 集約化奨励金交付事業</p> <p>ウ 経営転換協力金交付事業</p> <p>エ 機構集積協力金推進事業 「農地集積・集約実施要綱」別表2の区分の欄の5 (推進事業費)に定める経費</p>	<p>3の第5の4に定 めるとおり)</p> <p>(「農地集積・集 約実施要綱」別記 3の第6の3に定 めるとおり)</p> <p>(「農地集積・集 約実施要綱」別記 3の第7の3に定 めるとおり)</p> <p>定額</p>		
<p>4 農地売買等支援事業</p>			
<p>公益社団法人埼玉県農林公社が行う農地売買等支援 事業等に要する経費</p> <p>農地売買等支援事業</p> <p>(1) 業務費</p> <p>農地売買等支援事業等に要する経費</p> <p>ア 契約書及び許可申請書作成費</p> <p>イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成費</p> <p>ウ 登記申請書</p> <p>エ 登記関係証明書</p> <p>オ 諸税</p> <p>カ 金銭消費貸借契約費</p> <p>キ 対価賃借料徴収支払関係費</p> <p>ク 財産管理費</p> <p>ケ 測量費</p> <p>コ 通信費</p>	<p>10/10 以内</p>		<p>事業実施主体 の変更 事業の新設又 は廃止</p>

<p>サ 旅費</p> <p>シ 資金回収事務費</p> <p>ス 信託・出資検討会費</p> <p>セ 農地管理業務費</p> <p>ソ 委託契約印紙税</p> <p>タ 連携強化活動費</p> <p>公益社団法人埼玉県農林公社が行う農地中間管理機構事業の実施に係る団体等との連携活動に要する経費</p>			
---	--	--	--

別表第2（第5条、第11条関係）

1 交付申請書

事業区分	添付資料
1 地域計画策定推進緊急対策事業	
地域計画策定推進緊急対策事業	(1) 補助金の交付に係る規定その他参考資料
2 遊休農地解消緊急対策事業	
遊休農地解消緊急対策事業	(1) 補助金の交付に係る規定その他参考資料
3 機構集積協力金交付事業	
ア 地域集積協力金交付事業 イ 集約化奨励金交付事業 ウ 経営転換協力金交付事業 エ 機構集積協力金推進事業	(1) 補助金の交付に係る規程その他参考資料
4 農地売買等支援事業	
農地売買等支援事業	(1) 定款

2 実績報告書

事業区分	添付資料
1 地域計画策定推進緊急対策事業	
地域計画策定推進緊急対策事業	(1) 補助金の交付に係る規程その他参考資料 (申請時以降変更がない場合は省略可)
2 遊休農地解消緊急対策事業	
遊休農地解消緊急対策事業	(1) 補助金の交付に係る規定その他参考資料 (申請時以降変更がない場合は省略可)
3 機構集積協力金交付事業	
(1) 機構集積協力金交付事業 ア 地域集積協力金交付事業 イ 集約化奨励金交付事業 ウ 経営転換協力金交付事業 エ 機構集積協力金推進事業	(1) 補助金の交付に係る規程その他参考資料 (申請時以降変更がない場合は省略可)
4 農地売買等支援事業	
農地売買等支援事業	(1) 定款 (申請時以降変更がない場合は省略可)

様式第1号（第4条関係）

令和 年度埼玉県農地活用促進事業（〇〇事業）費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

〔 〇〇市町村長 氏 名 〕
〔 公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏 名 〕

下記により令和 年度埼玉県農地活用促進事業（〇〇事業）費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 注1 各事業ごとに交付申請書は別葉にすること。
注2 記の作成については、次に掲げる事業ごとの様式によること。
- (1) 地域計画策定推進緊急対策事業……………様式A
 - (2) 遊休農地解消緊急対策事業……………様式B
 - (3) 機構集積協力金交付事業……………様式C
 - (4) 農地売買等支援事業……………様式D

令和 年度埼玉県農地活用促進事業（〇〇事業）費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度埼玉県農地活用促進事業（〇〇事業）については、下記のとおり交付する。

記

1 事業の内容

この補助金の交付の対象となる事業の内容は、申請書の対象事業の内容に記載されたとおりとする。

2 補助金の額

補助金の交付額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金額 金 円

3 支払方法

4 経費の配分

事業費補助金については、申請書の経費の配分及び負担区分に記載されたとおりとする。

5 補助事業者の責務

補助事業者は、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）のほか補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）、農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知）、地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（令和5年4月1日付け4経営第3105号農林水産事務次官依命通知）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、埼玉県農地活用促進事業実施要領（平成17年4月1日決裁）、埼玉県農地活用促進事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日決裁）に定めるところに従わなければならない。

6 条 件

- 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 補助事業者は、埼玉県農地活用促進事業費補助金交付要綱第6条に規定する軽微な変更以外の変更をする場合には、知事の承認を得なければならない。
- 市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

- (4) 5又は県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から、機構集積協力金交付事業については10年間、地域計画策定推進緊急対策事業、遊休農地解消緊急対策事業及び農地売買等支援事業については5年間保管しなければならない。
- ただし、補助事業により取得し、又は、効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- (6) 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、実績報告書を提出後に消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(注) 上記5の項目については、当該交付決定に該当する部分を記載する。

様式第3号 (第8条関係)

令和 年度埼玉県農地活用促進事業 (〇〇事業) 費補助金計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

[〇〇市町村長 氏 名
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏 名]

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度埼玉県農地活用促進事業 (〇〇事業) の計画変更について、下記理由により承認を受けたいので関係書類を添えて、申請します。

記

1 変更の理由

2 計画変更の内容

(注) 補助金交付申請書に準じて、変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

様式第4号 (第9条関係)

令和 年度埼玉県農地活用促進事業(〇〇事業) 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

〇〇市町村長 氏 名
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏 名

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度埼玉県農地活用促進事業(〇〇事業)について、補助金の交付手続き等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B)/(A)	残高事業費
	円	円	%	円
計				

様式第5号（第10条関係）

令和 年度埼玉県農地活用促進事業（〇〇事業）費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

〔 〇〇市町村長 氏 名
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏 名 〕

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった令和 年度埼玉県農地活用促進事業（〇〇事業）が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注）様式第1号の記に準じて記載すること。

様式第6号（第12条関係）

令和 年度埼玉県農地活用促進事業（〇〇事業）費補助金交付額確定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知をした令和 年度埼玉県農地活用促進事業（〇〇事業）費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告等に基づき、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

令和 年度消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

[○○市町村長 氏 名]
公益社団法人埼玉県農林公社理事長 氏 名]

令和 年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知をした令和 年度埼玉県農地活用促進事業(○○事業)費補助金について、埼玉県農地活用促進事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 埼玉県農地活用促進事業費補助金交付要綱第12条に基づく確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知) | |
| | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | |
| | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | |
| | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | |
| | 金 | 円 |

注：参考となる資料を添付すること。

様式A（地域計画策定推進緊急対策事業）

1 補助金交付申請（又は決定）額 円

2 事業の目的

3 事業の内容及び計画（実績）

4 経費の配分

区 分	総事業費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	市町村費	その他	
地域計画策定推進緊急対策事業	円	円	円	円	
計					

5 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県 費 補 助 金 市 町 村 費	円	円	円	円	
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
地域計画策定推進緊急対策事業	円	円	円	円	
計					

7 添付資料

- ・補助金の交付に係る規程その他参考資料（申請時以降変更のない場合は省略可）
- ・事業を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る）
- ・予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料または見積書等の写し（交付申請書の場合に限る）

様式B (遊休農地解消緊急対策事業)

1 補助金交付申請 (又は決定) 額 円

2 事業の目的

3 事業の内容

4 経費の配分

区 分	総事業費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	農地中間 管理機構	その他	
遊休農地解消緊急対策事業	円	円	円	円	
計					

5 事業完了 (予定) 年月日

令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県 費 補 助 金	円	円	円	円	
農地中間管理機構					
そ の 他					
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
遊休農地解消緊急対策事業	円	円	円	円	
計					

7 添付資料

- ・補助金の交付に係る規程その他参考資料（申請時以降変更のない場合は省略可）
- ・事業を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る）
- ・予算額の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料または見積書等の写し（交付申請書の場合に限る）

様式C (機構集積協力金交付事業)

1 補助金交付申請 (又は決定) 額 円

2 事業の目的

3 事業の内容及び計画 (又は実績)

4 経費の配分

区 分	総事業費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	市町村費	その他	
機構集積協力金交付事業 1 地域集積協力金交付事業 2 集約化奨励金交付事業 3 経営転換協力金交付事業 4 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円	
計					

5 事業完了 (予定) 年月日

令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県 費 補 助 金 市 町 村 費	円	円	円	円	
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
機構集積協力金交付事業 1 地域集積協力金交付事業 2 集約化奨励金交付事業 3 経営転換協力金交付事業 4 機構集積協力金推進事業	円	円	円	円	
計					

7 添付資料

- ・補助金の交付に係る規程その他参考資料（申請時以降変更のない場合は省略可）

様式D (農地売買等支援事業)

1 補助金交付申請 (決定) 額 円

2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 機構業務

ア 事業推進計画 (実績)

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	金額 内訳 委託実施の場合には、委託先名を記入すること。
2 諸税		筆	
3 財産管理費			
(1) 見回り	回	延 人	
(2) 除草		ha	
4 測量費		件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費 (旅費)	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 (保全検討会)	回	延 人	
9 印紙税		部	地区数 地区
10 連携強化活動費			
(1) 連携強化活動手当		延 人	
(2) 資料作成作業員		延 人	
(3) 連携協議会開催費	回	延 人	
(4) 連携調査旅費	回	延 人	

イ 農用地等売買貸借事業計画（実績）

区 分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等		合 計			
		件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	価額	件数	面積	価額	
		件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円	
売 買	前年度末保有量															
	本年度	買入														
		受渡														
		一時貸付														
本年度末保有量																
貸 借	前年度末 保有量	賃貸借	一般タイプ													
			担い手支援(貸借)													
		使用貸借	一般タイプ													
			担い手支援(貸借)													
		未貸付	一般タイプ													
			担い手支援(貸借)													
	本年度分	継続貸付	一般タイプ													
			担い手支援(貸借)													
		新規貸付	一般タイプ													
			担い手支援(貸借)													
		解 約	一般タイプ													
			担い手支援(貸借)													
	返 還	一般タイプ														
		担い手支援(貸借)														
	本年度末 保有量	賃貸借	一般タイプ													
			担い手支援(貸借)													
使用貸借		一般タイプ														
		担い手支援(貸借)														
未貸付		一般タイプ														
		担い手支援(貸借)														

- (注) 1 売買の欄は、農地売買支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知）第4の1の(2)の事業を、貸借の欄の担い手支援(貸借)は、同要綱第4の1の(1)の事業を、一般タイプは同要綱第4の2の事業をいう。
- 2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 3 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受＝買入、譲渡＝売渡として外数で記載すること。
- 4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売渡した面積を〔 〕内に記載する。
 なお、長期育成タイプのうち分割払い型については、代金を完済したものを売渡の欄に記入し、価額の欄は、下段は記入せず、上段に該当する買入価額を〔 〕内に記載する。
- 5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する(年払いについては価額の記載を要しない)。
- 6 解約とは、農地中間管理機構等と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構等との関係である。
- 7 農業用施設用地等には混牧林利用地を含め農業用施設等には当該施設と一体的に利用される装置を含む。

ウ 所有者不明農地借入事業計画（実績）

区 分	農地		補償金等総額
	件 数 (件)	面 積 (10a)	金 額 (円)
前年度末			
本 年 度			

(注) 補償金等総額の欄には、売買支援実施要綱第4の3の事業における補償金の供託、借賃の支払いの両方を含めた額を記載すること。

4 経費の配分及び負担額

区 分	総事業費 (A)+(B)	負 担 区 分		経費積算の基礎
		県 費 (A)	自己資金 (B)	
1 農地売買等支援事業費 (1) 農地売買等支援事業費 業務費	円	円	円	
合 計				

5 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
自己資金					
合 計					

(注) 変更交付申請において、前回交付申請と異なる数値の場合は、上段に（ ）で前回申請時の数値を記載する。
実績報告において、最終交付申請と異なる数値の場合は、上段に（ ）で最終申請時の数値を記載する。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 農地売買等支援事業費 (1) 農地売買等支援事業費 業務費	円	円	円	円	
合 計					

(注) 変更交付申請において、前回交付申請と異なる数値の場合は、上段に（ ）で前回申請時の数値を記載する。実績報告において、最終交付申請と異なる数値の場合は、上段に（ ）で最終申請時の数値を記載する。

7 添付資料 定款（申請時以降変更がない場合は省略可）